

工事成績評定結果公表要領新旧対照表

現行	改正案
(公表の方法等) 第4条 略 2・3・4 略 5 公表資料の閲覧日及び閲覧時間は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) 閲覧時間 <u>午前8時30分から午後5時15分まで</u>	(公表の方法等) 第4条 略 2・3・4 略 5 公表資料の閲覧日及び閲覧時間は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) 閲覧時間 <u>午前9時から午後4時30分まで</u> 附 則 この要領は、令和8年7月1日から施行する。